

宝塚市告示第102号

振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づく、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域における区域の区分を下記のとおり定め、平成20年4月1日から適用するので、同条第3項の規定により告示する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、宝塚市環境部環境政策室環境管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第103号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

記

指定地域	区域の区分
市の全域	第1種区域、第2種区域